

現場代理人及び技術者等に関する留意事項

令和8年2月1日

公共工事においては、現場代理人、主任・監理技術者の配置が必要となります。

また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また、許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

以下の内容は、これら現場代理人、技術者等に関する留意事項です。

1 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係であることが必要です。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は常駐を要することから、原則、他の工事と重複して現場代理人となることはできません。現場代理人の兼務については、別途「現場代理人の常駐義務緩和に関する事務取扱要領」を参照してください。

また、営業所における専任の技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）及び経營業務の管理責任者は、現場代理人となることはできません。

2 主任・監理技術者について

(1) 主任・監理技術者の専任について

公共性のある工作物に関する工事（請負金額が、4,500万円以上（建築一式工事においては9,000万円以上））に設置する主任・監理技術者は、特別な場合を除き、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。専任を要しない工事の主任技術者であれば他の工事との兼務は可能ですが、変更により専任を要する工事に該当することとなる場合には技術者の変更が必要となります。

(2) 専任を要しない期間

専任を要する工事のうち、次の各号に該当するいずれかの期間で、発注者と受注者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっている場合、主任・監理技術者の専任を要しないものとします。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。

（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

② 工事を全面的に一時中止している期間。

（自然災害の発生、埋蔵文化財調査等）

③ 工場製作のみが行われている期間。

(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む期間)

④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。

(3) 専任の主任・監理技術者の兼務について

専任を要する工事のうち、次に掲げる工事に該当する場合、主任・監理技術者の兼務ができるものとします。

① 工場製作の過程を含む工事

工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内での同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任・監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができます。

② 発注者等が同一の工事

元請けの主任・監理技術者については(2)①の期間に限って、発注者の承諾があれば、他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。）の専任の主任・監理技術者として従事することができます。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者の承諾を得る必要があります。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請け工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。）の専任の主任技術者として従事することができます。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要があります。

③ 密接な関連のある工事

密接な関係のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合においては、同一の専任の技術者がこれらの工事を管理することができます。

④ 工作物に一体性が認められる工事

同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、当初以外の請負契約が随意契約により締結される場合で工作物に一体性が認められるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任・監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを1つの工事とみなして、同一の主任・監理技術者が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、兼務した工事の下請金額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、配置技術者は監理技術者でなければなりません。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合には、主任・監理技術者はこれらの工事現場に専任のものでなければなりません。

(4) 主任・監理技術者の資格要件

① 直接的かつ恒常的な雇用関係であること。

ただし、専任の場合は、入札の申込日又は入札日（随意契約による場合にあっては見積書の提出日）以前に3か月以上の雇用関係であることを要します。

② 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。

（主任技術者の場合：建設業法第7条第2号による）

（監理技術者の場合：建設業法第15条第2号による）

③ 「②」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

3 営業所の専任技術者の取扱について

(1) 営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2号において建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また、許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

※営業所の専任技術者と専任の主任技術者とは、全く異なる立場の技術者ですので注意してください。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。

(3) 主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所の専任技術者との兼務が可能です。

① 当該営業所において請負契約が締結された工事であること。

② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

4 現場代理人と主任・監理技術者との兼務について

現場代理人の兼務において規定した工事について、主任技術者又は監理技術者との兼務を可能とします。

5 技術者の配置について

技術者の配置について、兼務の可、不可について別表にまとめているので参照ください。

6 配置技術者の変更について

配置技術者については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期途中での交代を認めておりません。なお、一般競争入札については、入札参加申請（ただし、事後審査においては、開札後の入札参加資格の確認）において認められた時点から変更を認めません。ただし、死亡、傷病、退職などの特別な場合や、次に掲げる場合は除きます。

(1) 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、

工期を延長した場合

(2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事で工場から現地へ工事の現場が移行する時点

(3) 1つの契約工期が多年に及ぶ場合

7 技術者及び現場代理人の確認資料

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

技術者等及び現場代理人について、所属する会社と直接かつ恒常的な雇用関係を証するため次のいずれかの書類を配置技術者の届出と同時に提出し確認を受けてください。なお、専任の場合は、入札の申込日又は入札日以前に3か月以上の雇用関係があることが必要です。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合には、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

① 監理技術者資格者証（表・裏）の写し※所属建設業者が記載されていること

② 被保険者標準報酬決定通知書（又は届出書）の写し

③ 住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し

④ 所属会社の雇用証明書の写し又はこれに準ずる資料（任意様式）

(2) 配置技術者の資格を証するもの

① 監理技術者

・ 監理技術者資格者証（表・裏）の写し

・ 監理技術者講習修了証の写し

② 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

・ 資格証明書の写し（国家資格を有する技術者）

・ 経歴書（実務経験による技術者の場合）

8 その他

各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、指名停止の措置を行うことがあります。

別表

現場代理人、主任技術者又は監理技術者、営業所の専任技術者について

		4,500万円未満の工事（注1） （主任・監理技術者の専任義務がない工事）			4,500万円以上の工事（注1） （主任・監理技術者の専任義務がある工事）		
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者
1 同一工事内での運用							
	現場代理人		○	△ (注3)		○	×
	主任・監理技術者	○		△ (注4)	○		△ (注4)
	営業所の専任技術者	△ (注3)	△ (注4)		×	△ (注4)	
2 別途工事との運用（注2）		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者
4,500万円未満の工事（主任・監理技術者の専任義務がない工事）（注1）	現場代理人	△ (注5)	△ (注5)	△ (注3)	△ (注5)	×	×
	主任・監理技術者	△ (注5)	○	×	×	△ (注4)	×
4,500万円以上の工事（主任・監理技術者の専任義務がある工事）（注1）	現場代理人	△ (注5)	×	×	△ (注5)	×	×
	主任・監理技術者	×	△ (注4)	×	×	△ (注4)	×

注1： 建築一式工事にあつては、上表の「4,500万円」を「9,000万円」に読み替えます。

2： 国又は地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限られます。

3： 請負金額500万円未満かつ営業所近接の場合

4： 令和7年3月27日付け、建不第908号による。

5： 現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領による。